

## 第三者委員会の報告書を踏まえた再発防止策

【 】は、実施（予定）時期

### 1. コンプライアンス体制の強化

- コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立【平成 26 年 11 月】
- 監事 2 名中 1 名を弁護士とする内部監査体制の強化【平成 26 年 4 月】
- コンプライアンスに関する研修・利益相反研修により遵守の徹底【平成 27 年 2 月以降適宜実施】
- コンプライアンス室への専任職員配置による体制強化及び再発防止策の検証・指導・助言の実施【平成 28 年 4 月】
- 内部統制委員会設置による理事長自らの内部統制の具体化【平成 27 年 9 月実施済み】
- 理事長によるコンプライアンスの重要性に関する職員への発信【平成 27 年 12 月以降】

### 2. 入札・契約監視機能の強化

- 契約審査委員会に係る外部委員の増員、審査体制の強化【平成 27 年 3 月】
- 情報システム技術者の増員・強化【平成 26 年 9 月以降順次】
- 公募型企画競争を実施要領で整備【平成 26 年 11 月】
- CIO（最高情報責任者）が情報システムを経営面から判断するとともに、情報システムの実施部門、契約部門及び契約審査委員会から構成される委員会を設置【平成 27 年度中】
- 公募型企画競争における仕様等策定委員と評価委員を、少なくとも半数は異なる者で構成【平成 27 年中】

### 3. 仕様書作成に係る業者との接触に関するルール

- 業者に公平に意見を述べる機会を与えるためのマーケットサウンディング（市場調査）の導入【平成 26 年 11 月】
- 仕様等策定委員会を実施要領で整備【平成 26 年 11 月】
- 取引業者等との接触に係るルールを職員に徹底【平成 27 年 4 月】
- 仕様等策定委員の委員数を原則 5 名以上に増員【平成 27 年中】
- システム関係の仕様等策定委員会への外部委員の配置【平成 27 年中】
- 職員に対する取引業者との接触に関する定期的なアンケート調査の実施及びコンプライアンス委員会でのチェック体制の整備【平成 28 年 4 月】
- 業者の出入りに関する出入許可胸章発行による厳格な運用【平成 28 年 4 月】及びセンター移転建替後の業者の出入りのシステムの管理の実施
- 研究事務従事者の財務経理部併任等による研究費財源備品の発注の事務部門経由【平成 26 年 4 月】

#### 4. 兼業の制限

- 兼業関係規程の遵守について職員研修や採用時オリエンテーションでの徹底【平成 27 年 3 月以降適宜実施】
- 兼業委員会規程の整備・強化【平成 27 年 4 月】
- 兼業に係る利益相反に関しては、利益相反マネジメント委員会において厳正に審査【平成 27 年 3 月】
- 理事長から職員に対する兼業に関する考え方の周知・徹底【平成 27 年 12 月】
- 兼業審査委員会への外部委員の配置【平成 27 年度中】
- 兼業許可を受けた職員からの報告徴収及びコンプライアンス室への集約、並びに利益相反マネジメント委員会での確認【平成 28 年 1 月】
- 職員への定期的な利害関係の有無の確認及び利益相反の発生が懸念される場合の利益相反相談室への相談の周知【平成 27 年 12 月】

#### 5. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- コンプライアンス委員会（委員長：弁護士）で定期的に検証し、問題の解決を図る【平成 27 年 2 月以降適宜実施】

#### 6. その他

- 内部通報の重要性に関する職員への周知及び内部通報の外部窓口の設置【平成 27 年度中】
- 将来的なビジョンに基づくシステム仕様書の作成及び仕様内容の明確化によるソフトウェアの改変リスクの低減【平成 27 年度中】
- 情報システム運用・保守業務委託の複数年契約に向けた検討【平成 27 年度中】
- 高度な専門性を要求される管理職ポストの公募採用の徹底【平成 27 年 12 月】
- IT 統括委員会（旧 IT 戦略会議）への外部委員の配置【平成 27 年度中】
- 審査を任務とする委員会における必要な手続きや書類を確認した上での審査の実施（特に契約審査委員会付議案件についてはチェックシートによる確認）【平成 27 年度中】
- 平成 30 年度末を目途とするセンター移転建替後の ISO9001 または JCI 等の国際基準による外部評価の取得の検討